

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月まで
私の国民年金保険料の納付について年金事務所へ照会したところ、申立期間の保険料が未納になっているとの回答を受けたが、まとめて納付した記憶があり、未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していたA社が倒産した時点で厚生年金保険を脱退したと思ったが、事業を引き継いだ会社がすぐ厚生年金保険に加入すると思ったので国民年金への切替手続はしなかった。いつ頃切替手続を行ったか思い出せないが、厚生年金保険を脱退した昭和 62 年 9 月以降、大分たってから納付書がきたようだ。普段の分の納付書と古い分の納付書は別々にきたような記憶があるので、国民年金保険料は別々に納付したと思う。古い分としてまとめて納付したのは1回だと思う。金額について記憶は無い。」と主張しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、平成元年度及び2年度の保険料はそれぞれ当該年度内に現年度納付されていることが確認できるものの、昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料は 2 年 11 月 1 日に過年度納付されている上、申立期間直後の昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの保険料は、時効後納付の理由により平成 2 年 11 月 14 日に還付決議されていることを踏まえると、当該過年度保険料の納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人はB市から他市町村に住所変更した履歴が無いことが戸

籍の附票により確認できることから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月頃から25年2月頃まで
申立期間において、A社（現在は、B社）C営業所でD業務見習として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社C営業所にD業務見習として勤務していたので、厚生年金保険に加入しているはずである。」として申し立てている。

しかしながら、現在の事業主は、「当時の資料を確認したが、申立人に係る在籍記録及び年金記録は無い。また、当時のことについては分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

また、申立人は、元同僚5人の名前を挙げているところ、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、そのうち3人は被保険者記録が確認できるものの、申立人が同期入社であったとする者を含む残りの二人には被保険者記録が確認できない上、4人は死亡しており、同期入社であったとする一人は、所在不明のため、申立てを裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、申立期間当時の元従業員のうち連絡の取れた3人は、いずれも「申立人に記憶は無い。当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している上、A社C営業所に昭和32年4月に採用されたとしている者は、同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、当該事業所では、採用時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。